

高速道路における速度取締り指針

～ 交通事故抑止のための速度取締りの考え方 ～

青森県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

| 重点路線 | 重点区間 | 規制速度 |
|--------|-----------------|-------------|
| 弘前線 | 青森 I C～大鰐弘前 I C | 法定（100km/h） |
| | 大鰐弘前 I C～秋田県境 | 80km/h |
| 三陸沿岸道路 | 八戸 J C T～岩手県境 | 70km/h |
| 八戸線 | 八戸 I C～岩手県境 | 80km/h |

※ 重点路線・区間以外でも取締りは行います。

青森県内の高速道路（自専道含む）における交通人身事故発生状況

※令和3年から令和5年までの下半期（7月～12月）に発生した人身交通事故の合計は11件です。

| | | | | | | |
|----------------|------------|----------|-------------|------------|----------|-------|
| 弘前線 | 青森～浪岡 | 浪岡～黒石 | 黒石～大鰐 | 大鰐～碓ヶ関 | 碓ヶ関～秋田県境 | 小計 |
| | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 7 |
| 青森道 | 青森JCT～青森中央 | 青森中央～青森東 | | | | 小計 |
| | 0 | 0 | | | | 0 |
| 八戸線 | 岩手県境～南郷 | 南郷～八戸 | 八戸JCT～八戸北 | | | 小計 |
| | 1 | 0 | 1 | | | 2 |
| 百石道路 第二みちのく | 八戸北～下田 | 下田～三沢 | 三沢～六戸JCT | | | 小計 |
| | 0 | 0 | 0 | | | 0 |
| 上北道 | 六戸JCT～六戸 | 六戸～上北 | 上北～東北 | 東北～七戸 | 七戸～七戸北 | 小計 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 三陸沿岸道路 | 八戸JCT～八戸是川 | 八戸是川～八戸南 | 八戸南～種差海岸階上岳 | 種差海岸階上岳～階上 | 階上～岩手県境 | 小計 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | | | | | 合計11件 |

- 令和3年から令和5年下半期における県内の高速道路（指定自動車専用道路含む）での人身事故は、弘前線での発生が最も多く、11件中7件となっています。
- 速度違反が関係する交通死亡事故としては、平成30年に弘前線において、大型自動二輪車が速度を出しすぎて左カーブを曲がりきれずに中央分離帯に衝突し、大型自動二輪車を運転していた男性1名が死亡する交通事故が発生しています。

速度は速くなればなるほど、事故発生の危険性が高くなります。
高速道路交通警察隊では、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、上記重点区間を中心に速度取締りを実施します。

高速道路では、速度取締りのほかにも、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、

- シートベルト装着義務違反（チャイルドシート義務違反を含む）
- 車間距離不保持違反等の「あおり運転」

に対する取締りを強化しています。